

「アンダー100 くまの推進運動」実施要綱

熊野労働基準監督署

1 趣旨

令和5年度から令和9年度までの三重県内の労働災害防止対策については、三重労働局が策定した「第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）」（以下「14次防計画」という。）に基づき、死亡災害及び休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）を減少させることを目指すこととなる。

熊野労働基準監督署では、令和5年は死亡災害ゼロ及び死傷者数100人未満（アンダー100）を目標に、「死亡災害ゼロ・アンダー100くまの推進運動」を展開した。これにより、令和5年の死傷者は速報値で99人と、前年同期比では過去最少であるものの、確定値では100人以上となることが見込まれ、また、死者について、令和4年は0人であったところ、令和5年は1人と増加した。

このような状況を踏まえ、令和6年は、死傷者数100人未満の達成に焦点を向け、「アンダー100くまの推進運動」（通称「アンダー100くまの」又は「アンダー100」）を名称に掲げ、以下の事項を推進する。

2 目的

事業場の安全衛生活動の促進、労働者の安全衛生意識の高揚を図り、死亡災害ゼロの継続とともに、死傷者数100人未満の達成を目指す。

また、14次防計画に示される予定の労働者全体の安全・健康意識の高揚等に向け、各取組み等に係る広報・情報発信を実施し、労働災害未然防止の重要性・必要性を幅広く周知する。

3 熊野労働基準監督署における重点対象

（1）業種

- ・建設業
- ・小売業
- ・社会福祉施設

（2）災害の種類

- ・転倒災害、腰痛
- ・はさまれ・巻き込まれ災害
- ・墜落・転落災害

（3）具体的な取組事項

- ・安全衛生関連のトピックスの情報発信
- ・業種ごとの研修会の開催
- ・災害ごとの研修会の開催
- ・安全パトロールの実施
- ・各種啓発資料の作成・配布

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。